

北山中学校部活動ガイドライン

H30 11 月

北山中学校部活動ガイドラインは、富士宮市立中学校部活動ガイドラインをもとに、北山中生にとって望ましいスポーツ・文化芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動が最適な形で実施できることを目的で策定しました。

1 北山中学校部活動ガイドライン（以下、「本校ガイドライン」という）策定の趣旨

- (1) 北山中生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- (2) 北山中生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 北山中学校全体として「教職員の働き方改革」を鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。

2 部活動の目的

異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合等に取り組むことで社会生活の基本的な資質（ルール・マナー）を育成する。また技能の習得や責任ある行動の育成により、健全なる心身の発達と個性の伸長をはかる。

3 部活動運営体制

- (1) 校長は、本校ガイドラインを毎年度策定し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 各部活動顧問は、年度当初に年間活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）を作成し、校長に提出する。承認を得て、生徒保護者へ配付する。（5月中旬まで）
- (3) 各部活動顧問は、毎月の活動計画（前月の20日までに作成）と活動実績（翌月の5日までに作成）を校長に提出する。
- (4) 校長は、各部活動の年間活動計画・月別活動計画を学校ホームページに掲載する。
- (5) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように支援・指導する。

4 部活動への加入

- (1) 部活動には次の部を置き、原則として全員加入とする。ただし、総合部へ入部できるのは、学校外の組織（クラブチームや団体等）で活動する者のみとする。
野球部（男女）、ソフトテニス部（男女）、バスケットボール部（男女）
ソフトボール部（女）、バレーボール部（女）、北友太鼓部（男女）
文化部（男女）、総合部（男女）、※強化部（陸上競技、駅伝、相撲）
- (2) 総合部は、学校にない部活動を外部組織で行いたいと考える生徒のために設置された部活のため、原則学校での活動は行わないものとする。ただし、強化部や中体連壮行会等の応援団活動等に自主的かつ積極的に参加することを勧める。

(3) 入部後は原則として3年間同一部とする。しかし、諸事情により退・転部を希望する場合は、退・転部の両顧問および担任にその旨を申し出て事情をしっかりと伝え、承認を得る。そして、保護者の同意も得た上で退・転部を認める。また、転部に対し改めて入部届けを提出する。(総合部として外部組織の活動をやめた場合も同様。)

5 活動日及び活動時間と休養日

(1) 平日

ア 週4日以内の活動日とする。

イ 1日の活動時間は2時間以内とする。(延長も含まれる)

日没時刻による活動終了時刻は別に定める。

(2) 休日(土・日)

ア 土曜日または日曜日どちらか1日を活動日とする。

イ 活動時間は4時間以内(準備・片付けの時間を含む)とする。ただし、大会や練習試合等が計画されている場合は、通常の練習時間を含め、1か月32時間以内とする。

(3) 休養日(1週間で2日以上休養日を設ける)

ア 平日に1日以上休養日を設ける。(原則、会議が行われる水曜日は休みとする。)

イ 土曜日または日曜日どちらか1日を休養日とする。ただし、土・日に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を他の土・日に振り替える。

(4) 長期休業日

ア 平日の活動時間は4時間以内(準備・片付けの時間を含む)とする。

イ 土曜日及び日曜日は休養日とする。

ウ 各部活動で、ある程度長期の休養期間を設ける。

(5) 富士宮市共通の部活動休止日

ア 夏季休業中の学校閉庁日(3日間)

イ 年末年始の休日(12/29～1/3)

ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

(6) その他の部活動休止日

6 運用上の留意点

(1) 平日の活動終了予定時刻(開始時刻は日課終了後とする)

月	終了時刻	完全下校	月	終了時刻	完全下校
4月	17:45	18:00	10月後半 ～12月	16:30	16:45
5～7月	18:00	18:15			
9月前半	17:30	17:45	1月～ 2月前半	16:45	17:00
9月後半	17:15	17:30			
10月前半	16:45	17:00	2月後半	17:00	17:15
			3月	17:15	17:30

※日没を考慮し変更もある。

(2) 活動中止日

定期テスト期間（全部）3日前から

- (3) 朝練習は、原則として禁止する。ただし、中体連、中文連等の大会、コンクール前の期間は、顧問の申請により学校長が許可した場合には、生徒に過度な負担がかからないよう考慮して、実施することができる。（延長も同様）また、平日及び休日に朝練習を実施した場合、その時間を1日の活動時間に含めるものとする。
- (4) 外部の指導者（コーチ）については、顧問からの申請により学校長が認めた者とする。任期は年度単位（1年）とし、継続する場合にも改めて顧問から申請をして学校長の許可を得る。ただし、諸事情により顧問が年度途中で交代した場合には、その時点で解任する。継続する場合にも新顧問から改めて学校長に申請し許可を得る。
- (5) 気象状況の急変（高温多湿、落雷、暴風等）により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。
- (6) 大会やコンクール等の前や長期休業中にまとまった活動時間が必要な場合は、校長承認のもと実施可能であるが、超過した活動日数・時間については必ず別日に振り替える。
- (7) 各顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) その他、本校ガイドラインを運用する中で発生する諸問題については、その都度職員会議で協議し決定する。